

平成 30 年 2 月 2 日 発行



第 143 号

行政と町民の調和 (ハーモニー) 草津町議会だより Harmony



西の河原ライティング

ことが ました



条例改正等

○議案第1号 総

職員の育児休業等に関する
条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、非常勤職員についても、特に必要な場合は子どもが2歳に達する日まで育児休業をすることができるとされたため、同様の規定の改正を行いました。

○議案第2号 一般会計（第3次）

【補正額】			+4 億 1,643 万円
【補正後の総額】			56 億 7,179 万円
主 な 内 容			
歳 出	草津よいとこ元気基金積立金		+4億円
	耐震診断義務付建築物補助金		-1億7,540万円
	くさつ温泉感謝券		+1億円
	総合体育館トイレ改修工事(第1期)		+3,203万円
	町費積立分		+1,800万円
	南本町グラウンド トイレ整備事業		-1,800万円
	介護保険特別会計繰出金		+1,431万円

H 29 年度 補正予算

草津町にある9つの会計（一般会計、5つの特別会計、3つの事業会計）すべてにおいて予算の補正がなされました。

○議案第3号 民

国民健康保険特別会計
(第2次)

【補正額】 △ 97 万円
【総額】 11億7千939万円
・後期高齢者支援金 △ 2千559万円
・高額療養費 + 1千759万円

○議案第4号 民

介護保険特別会計
(第2次)

【補正額】 + 8千649万円
【総額】 6億3千899万円
・介護給付費準備基金積立金 + 5千3万円

○議案第5号 民

後期高齢者医療特別会計
(第1次)

【補正額】 + 420 万円
【総額】 1億332万円
・保険料等負担金 + 185 万円

○議案第6号 民

公共下水道事業特別会計
(第2次)

【補正額】 + 478 万円
【総額】 3億1千120万円
・維持管理費 + 445 万円

○議案第7号 民

前口簡易水道事業特別会計
(第1次)

【補正額】 + 37 万円
【総額】 683 万円
・修繕費 + 37 万円

会計名（すべて第1次）		補 正 額		補正後の額
○議案第8号 民	水道事業会計	収 益 的	支 出	+606万円 2億3,997万円
○議案第9号 温	温泉温水供給事業会計	収 益 的	収 入	+95万円 5億 378万円
			支 出	-1,013万円 4億2,887万円
		資 本 的	収 入	+1,749万円 4,711万円
○議案第10号 総	千客万来事業会計	収 益 的	収 入	+127万円 3億6,045万円

こんな きまり

は総務観光常任委員会に、
は民教土木常任委員会に、
は温泉温水対策特別委員会に
それぞれ付託された議案です。

○議案第11号 (民)

損害賠償請求の訴えの提起

原告 草津町
被告 埼玉県草加市
トーエイライト(株)

請求の要旨

平成26年7月18日、草津中学校で体育の授業中に起きたバレーボールネット巻器事故について、ネット巻器の製造、販売をした者に対し、損害賠償金の支払いを求めるものです。

○議案第12号 (総)

草津町職員の給与に関する条例及び草津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

人事院及び県の人事委員会勧告に準じ、給与水準の改定や特別給の支給月数見直しを行うため、条例改正を行いました。

○推薦第1号

人権擁護委員候補者の推薦

・荒木 彰彦 さん

○報告第1号

温泉引用者名義書換え

・開運亭
・万代源泉 11名/分
新草津町 新井 雄二
旧草津町 新井 弘雄

発議 (議員提案)

○発議第1号

市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書提出

本定例会に提出され採択となった陳情書を基に、意見書を提出しました。

・提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣

・要旨

財政状況が厳しい市町村の道路事業を着実に進捗させるため、平成30年度の予算編成にあたり、次の事項を講じるよう強く要望する。

①市町村道路整備事業の計画的進捗のため、必要な交付金予算の事業費総額の持続的確保。

②長期安定的に道路整備が進められるよう、補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました。

件名	要旨	請願・陳情者の氏名	付託委員会	審査結果
町道認定についての陳情書(継続案件)	南本町区内の町道「運動茶屋焼却場線」に接する私道を、町道に認定して下さい。	孺恋村 上坂 建司 他4名	民教土木常任委員会	審議未了
草津町弓道場に関する陳情書	弓道場内の弓具置き場を更衣室の一角に移動して下さい。	草津町体育協会弓道部 部長 山本 重吉	民教土木常任委員会	採択
市町村道路関係予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について	現在、道路事業においては法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率嵩上げ(50%を55%に嵩上げ)されているが、この嵩上げ規定が今年度までの時限措置であるため、この措置を平成30年度以降も継続するよう意見書を提出して下さい。	群馬県市町村会館内 群馬県町村会 会長 茂原 莊一 群馬県町村議会議長会 会長 仲澤 太郎	民教土木常任委員会	採択
固定資産税課税調査特別委員会における音声記録公開を求める陳情書	固定資産税課税調査特別委員会で町より同委員会に提出された音声記録について、一般町民にも記録を公開して下さい。	草津町 後藤 文雄	議会運営委員会	採択
録音データ公開に関する要望書	櫻井議長と役場職員とのやり取りの録音データを聴取できるよう取り計らって下さい。	草津町 成澤 富雄 松島 三郎	議会運営委員会	採択

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

〔付託議案〕

第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

Q 正規職員の育児休業の取得状況は。

A 現在1名、過去数名。ルール上では、3年間給料に対し6割支給。常勤者は賞与も保障されている。子供の人数制限はない。



Q ベルツこども園に入学を申し込んだが入れないケースはあるか。

A 今のところ待機児童はなく、きめ細やかに対応している。

第2号 H29一般会計補正予算(第3次)

Q 南本町第5グラウンドのトイレをコンクリートから木造にした理由は。

A 接道がなく建築確認が取れないことや、地盤が軟弱であること、また大会に間に合わせるため等の理由。トイレの機能は変わらず。

Q システム委託料が47万円安くなった理由は。

A クラウドシステムの開発過程で安くなった。割勘効果、競争原理による。

Q 西の河原露天風呂から見える鬼の相撲場の照明はどんな状況か。

A 環境省の許可がまだ下りない。テストなら、ということをやぐらを組む。

Q 本格的な開始はいつごろになりそうか。

A 許可が出次第。だめになっても材料は無駄にしない。経済効果を高めたい。

Q 経営戦略策定事業は進んでいるか。

A 会計のほうで発注まで行っている。

・ふるさと納税について

本年度は10月から返礼率が5割から3割になったため伸び悩んだが、11億円位になる予想。転売対策は、転売禁止条例に基づき警告書を送っている。ブランド力が大切なので皆様の努力をお願いしたい。

転売禁止について

くさつ温泉感謝券の転売については、平成28年4月施行の「くさつ温泉感謝券の取り扱いに関する条例」ではっきりと禁止されています。

第12号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

Q 給与引き上げ、平均的にどの位の増加か。

A 年齢によって月400円から千円の引き上げ。来年度は高卒も採用予定。保育士が中心。

〔付託議案外〕

◆国道292号の立体交差点

坂田スタンダード跡地を利用した立体交差点事業の進捗状況について。事業主体が県であり、交通量調査の結果等も町には来ていないが、事業自体は早く進んでいると感じている。今後早期着工に向けて努力していきたい。

◆泉水通りの電飾看板

泉水通りの電飾看板が増えているとして、委員より景観上の問題があるのではとの意見があがった。当局は、景観条例の規定も含めて、規制の在り方について調査検討を行っていききたいとのこと。

◆ライブカメラ再生回数

年間約500万回ほどの見込み。



湯畑湯滝前のライブカメラ映像

委員会審査・報告

民教土木常任委員会

〔付託議案〕

第2号 H29 一般会計補正予算(第3次)

Q 中学校費、補修費の減額の原因は?

A 中学校の玄関と教員寮の補修工事を一括入札した。中学校の玄関は屋根材を剥いで調べた結果、取替の必要がなく減額に。

Q 旅館ホテル耐震。大幅減額の要因と今後の見通しは?

A 本年度対象4社のうち1社は申請後取り下げ、3社は未申請。自己負担分の資金難が原因と思われるが、4社とも来年度は実施したいとの意思あり。

Q 大谷池で浸水があったが町内で床上・床下浸水のリスクがある場所は?

A 泉水通りで湯川があふれる懸念があるが、他の場所はさほど心配はない。



前原ハイツ

Q 法定分の介護保険への繰出、今後の補正を含め最終的な金額の予想は?

A 当初予算では基金立て替えの形で計上していたが、現状は8千600万ほどになると予想。当初8千万円のうち2千万円を基金充当としていた。一般会計の資金繰りでの調整とご理解頂きたい。

Q 町営賃貸住宅、前原ハイツの空室状況は?

A 36室中、入居中が16室、空きが20室。

Q 入居者の募集は?

A 随時しているが、町営住宅の人気の高くなかなか入居希望がない。借入金の返済も終わったので、今後は損得を抜きに独居老人の入居等も考えたい。

第3号 H29 国保会計補正予算(第2次)

Q 予備費がなぜこんなに計上されているのか。

A 給付費の急増時の予備費として計上。給付費は予測に基づき予算を立てるが、高く設定すると国・県・町の負担増となる。

Q 国保の被保険者数は減っている?

A 短期・小規模の労働者が社会保険に加入していることと、後期高齢者への移行が増えている。

Q 被保険者数が減れば給付費も減るのでは?

A 11月時点で若干の減。一人当たり給付費が高くなる傾向。入院にかかる医療費が高額化している。

Q 草津特有の医療費高額化の要因はあるか?

A 特に顕著なものはないと考えられる。

Q 滞納額はどれほど?

A 約9千700万円

第4号 H29 介護保険会計補正予算(第2次)

Q 総合事業サービス費の伸びの要因は?

A 実際の伸びが予測以上となっている。基金があり、赤字幅が大きくなければ介護保険料(月額3千300円)を維持したい。

Q 地域包括医療センターの人件費減。問題は?

A 他の事業に予定していた分だったが不要に。

第11号 H29 損害賠償請求の訴えの提起について

Q 中学校バレーボールネット巻きの事故に関して、ずり上がり防止装置がなかったとのこと。当初から欠陥があったと判断?

A 欠陥と判断している。町にも学校にも瑕疵はあるが、メーカーは注意喚起しか行っておらず、責任がある。メーカーに責任を問う文書を送付したが、「教員の注意義務違反なので応じられない」との回答。

陳情5 弓道場の弓具置き場移設に関する陳情書

採択

当局より、構造上工事を行っても支障がないか調べるとの説明があり、採択しました。



陳情6 私道の町道認定

審議未了

陳情者のうち1名より取下げ願いが出されたが、他の陳情者の連名でないため受理しなかったとの報告が事務局からありました。その意向を勘案し、審議未了としました。

〔付託議案外〕

◆H30年度からの国民健康保険税の制度改正

一般会計からの繰入を抑止することを前提に、まずは現行の税率維持を目標とするとのこと。

委員会審査・報告

温泉温水対策 特別委員会

【付託議案】

第9号 H29温泉温事業会
計補正予算(第1次)

Q キャッシュフローの有形
固定資産支出の内容は？

A 諸工事によるもの。

【付託議案外】

◆民泊客の共同浴場利用に
ついて

民泊に関連して、共同浴場の運営方法や入湯税の徴収、利用を有料化する場合の料金徴収方法などについて意見交換がなされた。当局からは「共同浴場は町民福祉のための施設であり、民泊事業者が営業に使うのは心外」との見解が示された。

議会運営 委員会

【付託議案】

陳情7 固定資産税課税調査特別委員会における音声記録公開を求める陳情書

採択

当局より、情報公開条例に基づき申請があれば公開せざるを得ないとの見解が示され、陳情者の意思は十分に理解できることから、採択としました。

陳情8 録音データ公開に関する要望書

採択

陳情7と同趣旨の内容であることから一括審査を行い、同様に採択としました。

請願・陳情は、町政などについて、皆さんが直接町議会に要望ができる制度です。

- 町議会に対する請願書の提出には、紹介議員が必要です。
- 陳情は、請願とほぼ同じ扱いですが、議員の紹介なしで提出できます。
- 採択となった請願・陳情について、執行機関は実行の義務はありませんが、議会の意思として十分に尊重されています。

請願・陳情の書き方

次の事項の記載をお願いします。
(決まった書式はありません)

- ①請願(陳情)の表題・趣旨・理由
- ②提出年月日
- ③請願(陳情)者の住所・氏名・印
- ④請願の場合は、紹介議員の署名
(または記名押印)
- ⑤連名の場合は代表者を記入し、名簿を添付する。
- ⑥あて先・・・草津町議会議長

《請願書の書式例》

平成 年 月 日
草津町議会議長 様
請願者 住所
氏名 印
(ほか○名)
紹介議員(署名または記名押印)
○○○に関する請願書
請願の趣旨
請願の理由

《陳情書の書式例》

平成 年 月 日
草津町議会議長 様
陳情者 住所
氏名 印
(ほか○名)
○○○に関する陳情書
陳情の趣旨
陳情の理由

議案第2号 H 29 一般会計補正予算



新設された第5グラウンドのトイレ

Q 観光施設整備費1千800万円の減額の内容は。

A 観光課長

本白根第5グラウンドのトイレ建設に関し、建設場所の地盤が軟弱だったため、コンクリート製から木造建築への変更による減額。



上坂国由 議員

Q 温泉温水供給事業会計繰出金及び千客万来事業会計繰出金の経営戦略の具体的な内容と計画年数、運用とチェック体制は。

A 温泉課長

公営企業については、持続可能なサービスを提供するため、財政基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的として経営戦略の策定が求められている。計画年数は最低10年以上であり、平成30年から10年間の計画を策定している。チェックについては今後の計画により行う。

Q 現状は前の計画で動いているということか、それとも無いのか。

A 温泉課長

現在はない。これから10年間の計画を立て、平成30年より動いていく。



中澤広夫 議員



西の河原の東屋（建築中）

Q 都市計画費の工事請負費308万9千円と備品購入費220万円の詳細は。

A 企画創造課長

工事請負費の一番大きなものは、西の河原の白根茶屋跡地の東屋建築に伴う、湯川側の転落防止柵工事とその奥のトイレ周辺の植栽経費、滝下通りの電柱地中化工事の増など。備品購入費は、西の河原の鬼の相撲場から西側の通称「まるやま」へのライティングの計画に伴い、その試験用とイベントで利用できるライトの購入費。

金丸勝利 議員

Q 中学校費の工事請負費234万9千円の減額、中学校安全管理対策事業の詳細は。

A 教育委員会事務局長

中学校の昇降口の屋根工事が安く済んだための減額。

Q 今、総合体育館のトイレなどが補修に入っているが、町として今後の教育施設の環境整備はどのように考えているか。

A 町長

一番理想論が小学校のところを将来小中一貫施設校として新たな建てかえも視野に入れた中で、その先駆けとして小学校の体育館を大改修した。それが無駄にならないように使っていきたい。

小学校校庭と道の駅が隣接している中で、このセキュリティ対策で千万単位の予算がかかるが、30年度予算に高さ1.5メートル程度のフェンスを設ける予算を付けた。何と言っても一番は子供たちの安全、セキュリティ対策。



山田英器 議員

質 案 議 疑



小林純一 議員

Q 土木管理費の町内建物等耐震対策事業費1億7千540万円の減額は、実施減による減額と思われるが、対象になっていない建物で、まだ実施されていないところ、これからやる見込みのあるところはどのくらいあるのか。

A 土木課長

今実施しなければならない事業者が6事業者あり、耐震の設計をしなければならぬものと耐震の改修工事を行わなければならないもの等二種類ある。

6事業者中、耐震設計が終わっているのが2事業者、これからやらなければならないのが4事業者、耐震の改修をやらなければならないのが6事業者となる。これから事業を展開することになる。

Q そうすると現在は基準に満たない状態で営業しているという形か。

A 土木課長

耐震診断をした結果、基準に満たないからこれから工事に入っていくということなので、満たしていないという意味からするとそう思う。



Q いつまでにやらなければならないという期限はあるのか。

A 土木課長

耐震設計は平成30年度末まで、耐震改修は今のところ期限はない。

A 町長

法的には5千㎡を超えるもので草津町には6棟ある。一定の国の負担、町の負担、県の負担があるが、半分以上は事業者の負担になる。30年度予算で町もどこまで出せるかを再検討する。基本的には県が一番中心になる。

湯本晃久 議員

Q 道路橋梁維持費の建設改良工事750万円と道路新設改良費の町単独道路整備事業の支障移転工事費、70万円、この内訳は。

A 土木課長

建設改良工事750万円は8月6日の大雨で路肩が崩壊した町道三ツ風呂線の復旧工事費。70万円は現在工事中の馬場舟の尻線の道路改良に伴う電柱の移転費用である。



工事中の町道馬場舟の尻線

園田恵一 議員

Q 町税過年度還付金等100万円、補正で増えているが、内容、中身について聞きたい。

A 税務課長

償還金、利子及び割引料の100万円は、法人町民税の確定還付金に対する過年度還付金に對して、今年大手の還付金が発生したことから、予算が足りなくなり100万円増額させていただいたもの。

Q 過年度とはいつの年度か、どうしてぴたり100万円になるのか。

A 税務課長

予定納税をしているものが、確定申告で還付になることが発生する。それぞれの状況において毎年返還がある。年度途中で申告によってさまざまな状況が変わるので、それに対応するため増額し、必要十分なもの確保するもの。

Q この補正というのは腰だめで当てているということか、きちっとした積み上げということではないのか。町税過年度還付金等の等の中身は何か。

A 税務課長

過年度の申告に対して現年からは歳入還付ができないため、こちらから歳出還付をするという形で、等とさせていた。この中で一番大きなものは法人町民税の確定還付金で、これについては発生したときに予算が間に合わないことがあるため、還付を少し先延ばしすることもある。

議案第 11 号 損害賠償請求の訴えの提起



宮崎公雄 議員

Q 3年半前の中学校体育館でのバレーボールネット巻き器事故に際し、製造メーカーに対するPL法（製造物責任法）に基づく訴訟を行うことは良いと考える。しかしまだ被害者と町の間の和解が成立していない。相当の和解金になると思われるがこれは税金から支払わなければならない。

また、メーカーとのやり取りは今までであったのか。今後の行政のやり方、補償の仕方、賠償の仕方についての考えは。

A 町長

3年半前の事故当時、病院に駆けつけ、被害者等に全責任は町長が負いますと伝え、事故に対するお詫びをした。

これは提訴をしなければならぬ。なぜなら町民の税金から被害者に対して慰謝料を払うことになるので、勝手な理論で公金支出はできない。

今回の事故で誰が責任を負うか。草津町、教員を雇っている群馬県、それを作ったメーカー、ルールに基づききちんとしていかなければならない。

メーカーとのやり取りは何もなく、文科省から事故の事例が有ったので注意するよう通知があり、教育委員会から学校側に通知していたのが実態。メーカーは当然回収作業、補修作業をしなければならなかった。

町からメーカーへ、責任は重大だから損害額の相当分を払えという内容証明を送ったが、答えは一切払わないとのことなので、法的手続きをとらざるを得ない。

園田恵一 議員

Q この裁判は具体的にいつごろ提起される予定なのか。

A 町長

まだ未定である。議案の議決をもらい、今後和解が成立し金額が決定した時点で提訴に踏み切る。

Q 私は委員会では反対した。裁判で解決するよりも、再発防止に力を入れていく方が大事であると思う。子どもたちの未来のために。

A 町長

行政としてお金は全面的に払うが、メーカーにも払ってもらうためには提訴しかない。

被害者と草津町が争うなんて気はさらさらしない。可能な限り生徒のためにはきちんとしたい。



山田英器 議員

Q 裁判が行われるとなった場合、被害者のご家族が証人として呼ばれることは一切なく、全く別な部分での裁判になるのか

A 町長

民法709条に不法行為というのがありこの法律で争っていくのが大前提。さらに民法の719条に共同不法行為というのがあり、被害者から見ると法律上、請求権を持てるのは、草津町であり群馬県でありメーカーである。特にメーカーがちゃんとした責任は重大である。

裁判になって家族に対して出てきてほしいなんていうつもりは毛頭ない。仮にあっても拒否する。

◎製造物責任法（PL法）とは？

製造物に起因する事故による消費者の被害を防止・救済するための法律。PL法の制定以前は、民法709条の不法行為規定に基づく損害賠償請求の手段が用いられていました。

民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

しかしこの不法行為規定は過失があることが原則で、製造者の過失を被害者が主張・立法することは極めて困難でした。

そこでPL法では、被害者保護の観点から、「過失があったかどうか」の過失責任ではなく「欠陥があったかどうか」という欠陥責任の考え方による製造物責任が導入されました。

PL法ができたからといって民法上の責任がなくなるわけではありません。「製造業者等の損害賠償責任は、PL法の規定によるほか、民法の規定による」とPL法第6条にも規定されています。

よって今回の事故に関しても、民法、PL法両方の法律をもって対応していくこととなります。

関連視察研修報告

(議員9名、職員4名にて実施)

参加議員全員より視察報告書の提出がなされましたが、本誌では第五回定例会における山田英器総務観光常任委員長及び宮崎謹一温泉温水対策特別委員長の視察報告をもとに、皆様にご報告させていただきます。

○視察内容

九州地方の地熱発電の動向及び観光地視察

○視察先

- 鹿児島県指宿市 ・山川地熱発電所の視察
- ・「京都指宿の温泉を守る会」との懇談会
- 大分県別府市 ・大分県別府市との懇談会



発電機を間近で見学

山川地熱発電所 (鹿児島県指宿市)

◆温泉温水対策特別委員長

今まで視察した他の発電所では見学できなかった蒸気タービン室の中までも案内していただき、1分間に3千600回転する蒸気タービン発電機を轟音の中で見学し、大変参考になった。

また、最初に高熱で地熱発電を行った後のタービンから出た低温熱水を利用したバイナリー発電装置の説明もされた。

※地熱発電とは？

地中深く井戸を掘り、取り出した蒸気でタービンを回し発電する。この蒸気は温泉の源でもあり、人工的多量に取り出すことで温泉が枯渇する恐れもある。草津町は白根山系での地熱発電に一貫して反対している。

※バイナリー発電とは？

地下からの蒸気と熱水で低沸点の媒体を気化させ、その蒸気でタービンを回して発電する方法。

「京都指宿の温泉を守る会」との懇談会

◆温泉温水対策特別委員長

指宿市は自主財源の創出に繋げるべく、市が整備する井戸から出た蒸気を九州電力に売り、年間約5千万円の蒸気使用料を市が得るという地熱発電開採事業を推進していた。しかし、計画される掘削方法では源泉を脅かす恐れがあり、温泉



地熱発電計画地の近く、蒸気が勢いよく上がる塩田跡地を視察

や、名物の砂蒸し風呂に欠かせない蒸気の枯渇が危惧されていた。

そのような中「京都指宿の温泉を守る会」が結成され、地熱発電は温泉の温度や噴出量の低下、枯渇に繋がりがかねないと主張し、計画撤回要望書を市長及び議長へ提出。議会でも指宿の温泉を守るべきか、国策としての地熱発電を推進すべきか議論がなされ、市は計画の凍結を表明した。「守る会」は今後も白紙撤回を求めていくという。



「守る会」との懇談会。地熱発電の技術的説明も受ける。

草津温泉のように自然湧出の温泉と違い、掘削泉の地域では、地熱発電が安易に行われているように感じる。そのような中、指宿市では行政が進めた計画に対して、地元、特に観光に携わる皆様方が力強い結束によって反対し、凍結という状況にすることができている。これらについて今後の日本の地熱発電、また温泉地とのバランスがどうなっていくかということは、我々草津町としても動向を注視していきたい。

観光の視点から見た 指宿温泉

◆総務観光常任委員長

指宿温泉は平成28年のにつぽんの温泉100選では3位と躍進。人気が上昇の理由にはまず砂蒸し風呂という独特な入浴法がある。また10軒ほどの大型旅館を中心として宿泊施設が充実し、何よりおもてなしのクオリティが高い。宿泊単価は高いが満足度も高く、それが集客に繋がり地域経済が活性化するという好循環が実現しており、参考にすべき点が多いと感じた。

別府市との懇談会

◆総務観光常任委員長

別府市はインバウンドに力を入れており、平成27年度は43万7千764人の外国人観光客が訪れ、全体の94.7%を中国などアジアの国々が占める。また、別府ONSENアカデミアという事業があり、この事業では温泉の様々な魅力を検証し、国内の多くの温泉地と共に新たな温泉の可能性を全国、そして世界に向け発信するシンポジウムを開催している。

続いて、NPO法人ハットウオンパク代表鶴田浩一郎氏よりオンパク事業について説明があった。オンパクとは、地域の資源を生かした小規模な体験交流型プログラムを一定期間に集中的に開催する催しのこと。これにより地域を愛する人が増え、地域資源を生かした新しい観光サービスやコミュニティ、ビジネス

等が育ち、地域が活性化していく。オンパクは地元の人と観光客が繋がっていく素晴らしい事業である。



別府市との懇談会の様子

◆温泉水対策特別委員長

別府では、自噴量の約3倍の湯量が掘削動力による源泉から供給されている。また、別府は日本で初めて地熱発電に成功した実証の地としての歴史もあり、地熱発電に対し非常に関心が高い地域である。別府市は大きなボーリングは認めな

いとしながらも、現在出ている蒸気を利用し発電する方向を検討しており、地産地消のエネルギーという位置づけのようである。

別府市内の竹瓦温泉という共同浴場に行った際、地元の方から、かつてはこの浴場も近くで湧く源泉が来ていたが、今は枯れてしまっているというお話も聞いた。豊富な地下資源もやはり過剰に汲み上げたりすると、水位の低下により既存の源泉が枯れるという事実も地元の人には認めている。

日本では地熱エネルギーは天候に左右されない効率のいい有望な熱資源だとされている。しかし実際は1本の井戸が長くて6年、短いと3年ほどで詰まってしまい、次から次へと掘削しなければ維持できないのが現状。すでに地熱発電をしている地域でも問題が起きている。かつて草津にも、地下に有り余るエネルギーがあるのにもったいないと

いう意見があったが、引き換えに自然湧出の湯畑、西の河原等の貴重な源泉が枯れてしまうことがないように、しっかりと源泉を保護していかなければならない。単に反対のための反対で我々は研修しているわけではない。将来まで続く草津温泉のために、各地の地熱発電を行っている温泉地を視察し、どのような影響があり、どのような対策をしているかを勉強しなければならぬ。



「守る会」との懇談会場の白水館も美術館が併設される大型旅館の一つ



別府市 竹瓦温泉

Q 先日の「広報いでゆ」によると、1カ月で町民が66名も町外へ転出してている。単純計算すると10カ月で660人である。人口わずか6千400人の町としてはおそろしい数字だ。

もちろん何らかの特別な理由があったとは思いますが、14年連続日本一も結構だが、何か足元が崩れているような気がしてならない。

この理由を町はどう考えているのかお尋ねする。また、具体的な人口減少対策をお持ちなのか、あわせてお尋ねする。

A 町長

66名の転出者があった理由については、中国からの短期研修に來ていた学生24名が転出したということであり、特殊事情によるものであり、この分を除外すれば転出者は42名であり、他の月に比べて際立って転出者が多かったというものではない。

また、転入者は、社会変動などにより季節変動がある。単純計算による10カ月で660人もの減少という指摘には当たらない。新卒者の就学や就職時期である4月では、通算すれば転入者の方が11人

多くなっている。

しかしながら、草津町の人口減少は傾向が続いていることは間違いない。その点について具体的な人口減少対策を持っているかとの質問であるが、人口減少の要因は、社会的要因と自然的要因があるので、草津町固有の問題ではなく、全国的な問題である。特に自然的要因（出生、死亡）による増減は、日本中の課題である。

草津町では、平成28年3月、人口ビジョン及び総合戦略を策定し、様々な施策を実施している。今後も切れ目のない出産・子育て支援を行っていくつもりである。

また、町並みを整備し、草津町を訪れた方々が感動する景観をつくり、多くの誘客を図り、観光産業を活性化させるなどして、人口の定住化につなげていく考えである。

私は、一定のところで人口減少はとまるという判断を持っている。他の市町村と草津町は違う。

それと、ここで働きながら住所を持っていない方がたくさんいるので、これらに対しても旅館組合等にもお願いしたいと思っている。



Q 平成27年5月、放置しておく危険が想定される空き家に対して、自治体が撤去や修繕などを命じられる、いわゆる空き家対策特別措置法が施行された。現在、空き家の数は全国で820万戸、県内で約15万戸あると言われ、適切な管理が行われていない空き家等が防災や衛生面、景観など地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。今後、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に対応が必要とされている。町内でも空き家と思われる多くの荒れた家が見られ、近所の住民の方からも火災が心配、石垣が崩れかけている、屋根の一部が飛んできた等、声が寄せられている。町民の安心・安全な暮らしにとって空き家対策は非常に重要だと思われる。現在何件の空き家が存在しているのか。空き家対策特別措置法に示されている特定空き家は存在しているのか。現在、町では空き家をどのようにして把握しているのか。また、倒壊のおそれのある空き家について、今後どう対処していくのか。以上の点について伺いたい。

A 町長

現在、何件の空き家が存在しているかとの質問だが、平成28年度に実施した調査時点における数値では、149戸が存在していると捉えている。この調査では、郵便受けにチラシなど大量にたまって、窓ガラスが割れている、カーテンがない、家具がない、入り口に草が生えている、出入りの様子がかがえない、売り物件、貸し物件の表示がある、電気のメーターが動いていないことなどを空き家の判断基準として調べ、空き家であろうと判断している。

次に、空き家対策特別措置法に示されている特定空き家は存在しているかとの質問だが、特別措置法における特定空き家とは、倒壊など著しく保安全上危険となるおそれのある状態、衛生上、著しく有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損ねている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態であると認められた空き家等とされており、現在のところ、この基準による調査は行っていないことから不明である。空き家をどのようにして把握しているのかとの質問だが、先ほども触れたが、平成28年度に実施した委託調査で把握した空き家と思われる物件を住宅地図に示し、さらに地域住民の情報、巡回

等により発見した物件として把握をしている。

倒壊のある空き家について今後どう対処をしていくのかとの質問だが、現段階では特定の物件を除き、空き家所有者に対する直接的な指導は行えないので、お願いという表現により対応を行っている状況。

空き家対策は、地域の防災や衛生面、景観など地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家の利活用、撤去後の活用方法など都市計画上でも大きな役割を果たすと認識している。

当町では、他の市町村に比べれば空き家は少ない状況だが、徐々に増えている。地方の都市で一番問題になるのが空洞化だが、我が町については中心街は非常に活況があるが、周辺の住宅街には空き家が出てきたことは、町長として、きちんと把握をしているが、どのように対応していいかというのが非常に苦悩するところである。国においても危険な空き家物件に対して行政による強制撤去や税制度、固定資産税の見直しにより空き家を撤去し、更地にしやすいなどの特別措置法を検討しているので、これらの状況を判断の上、空き家対策条例の制定や空き家対策特別措置法に基づく対策計画の策定などにも取り組んでいく所存。

Q 黒岩町長の2期目・4年の任期が1月で満了となる。8年にわたる激務に、まず敬意を申し上げる。「福祉と観光の両立」をスローガンに二期目を務めたが、8年間の黒岩町政への自己評価と今後の町が抱える課題への認識をお尋ねする。

私見となるが、黒岩町長の独創的かつ大胆な施策は数知れない。時には国や県を相手に一歩も引かず、一貫して町民の福祉・安全、草津の魅力度向上を考え、私欲なく素早い行動に移してこれらた成果は、町が活況を呈し、国内外から高い評価を受けるなど顕著に現れている。財政面でも無駄を省き、要所を押さえた歳出に留意し、劇的な改善を進められた。ふるさと納税による歳入増もあるが、これも町の魅力への評価であり、黒岩町政の貢献度は計り知れない。

黒岩町長には引き続き町長として獨創性・指導力を発揮し続けて頂きたいと考えるが、選挙への対応を伺いたい。

A 町長

評価を頂き感謝する。私が政治の道に入り34年となる。最初の町議選の際、湯畑での立会演説会で「町政の原点は町民の幸せのため。政治を行う者が町政を利用してはならない」と述べたことを

鮮明に覚えている。政治への姿勢は今も変わらな
い。地位や名誉のために議員や町長になったので
はなく、惚れた草津町のために働きたいと取り組
んできた。

介護保険料は市・町としては日本一安い。年を
重ねた方が健康で保険を余り使わず、基金の蓄積
があるため下げられた。町長として誇りに思う。

高校生の通学費補助、給食費の無料化、中学校
制服の補助は議会やPTAからの要望に応え、心
意で行ったものだが、財源の裏付けは揺るぎな
い。

湯畑・西の河原の再整備が大きな経済効果を生
んだのは事実。御座之湯は本来補助対象外だが、
国交省で百年先の文化財をつくると説得し、補
助金や地方交付税の獲得などで10億超の事業を
4億3千万円ほどの町の負担でつくり上げた。

7年間で66億の投資を行ったが、町全体の借金
は就任時の56億円から33億円にまで減らした。町
の預金も就任時24億円だったのが、現在は55億円
を超える。ふるさと納税も一因だが、知恵を絞
り、地方交付税を増やしたことも大きな要因。また観
光客数も、就任時の年265万人が今年度は330万に上
ると推計している。投資効果がこれほど出る事業
は全国でも例がないと思う。

観光公社では、債権株式化の手法を用いて財務
改善を行った。ベルツ温泉センターを閉鎖し、高

収益の浴場を刷新することで一気に観光公社の経
営改善に繋がった。

ベルツ温泉センターをこども園に転換したが、
保育園の統合・耐震化が急がれる中での判断だっ
た。当初は旧保育園での卒園後に移転と考えてい
たが、その直前に東日本大震災が起こり、即座に
旧保育園の閉鎖と引っ越しを命じた。結果的に建
て替えの場合4億の試算を1億の工費で移転がで
き、費用の抑制も図れた。

建物の固定資産税減免も、3・11後の真つ暗な
湯畑を見て決断したもの。地方税法に町長が判断
できる規定があり、それを根拠に1割減免を行っ
た。

次期町長選にみたび立候補する決意を固めた。
「福祉、教育、そして観光の両立するまちづくり」
の考え方は何ら変わらない。日本で最も元氣な温
泉地と言われる力強い経済の好循環を加速し、そ
れを原資に福祉、教育に充てたい。

予算配分では、バランスのとれた財政運営を考
えており、一つも外れはなかったと自負している。
お荷物を残すようなことは絶対にしない。常に市
場調査を元に判断するが、最後は感性だと私は思
う。やるべき仕事はたくさん残っていると判断し、
町民の皆様にお許しを頂けるならば、また町長選
挙に立候補したい。

平成30年1月11日 第1回臨時会開催

一件の陳情書が採択されました

◆陳情書の提出

平成29年12月21日付で、左記のとおり陳情書が提出されました。

【受理番号】

陳情1

【件名】

櫻井伸一議員の議員
辞職を求める陳情書

【陳情の要旨】

草津町議会議長 櫻井
伸一氏の議員辞職勸
告を議決してくださ
い。

【陳情者】

草津町 後藤 文雄

【提出先】

草津町長
草津町議会議長

◆臨時会招集の請求

陳情書の提出を受けて、平成30年1月11日、議員9名の請求により、本陳情書を議題とする第1回臨時会が開催されました。

◆副議長が臨時議長に

審議にあたっては、本陳情書の内容が議長である櫻井伸一議員の一身に係るものであることから、黒岩卓副議長が臨時の議長職を務めました。

◆委員会付託の省略

通常、請願書や陳情書は担当委員会に付託され、委員会審議した後、本会議で採決を行います。しかし今回は、宮崎公雄議員より委員会付託を省略する動議が提出され、賛成多数で可決されたため、直ちに本会議で審議されることとなりました。

◆櫻井議員の弁明

「陳情書の一つ目の住宅特例の件においては、町からの経過報告からしても事実になっている。二つ目の理由においても、15年以上前のことで記憶にないが、事実とは違っており、議会議員の資質を疑われるものではない。」とい

う趣旨の弁明がなされ、これを受けて他の議員から櫻井議員に対する質疑がなされました。

◆各議員の意見

弁明を終えた櫻井議員は除斥（※1）となり、その後討論に替わり議員一人一人が本件に関する意見を述べました。

議員からは、
・事実と反するのなら『記憶にない』という表現はしないのでは。

・議員としての資質・モラルを問われている。櫻井議員は自ら潔白を証明しなければならぬ。

・事実でないのならば、名誉棄損で訴えるべき。

・不明確な部分もあり、十分に調査をするまでは判断できない。

・・・・などの意見が出されました。

◆陳情書は採択に

最終的に起立による採決が行われ、賛成8人、反対2人の賛成多数で、「櫻井伸一議員の議員辞職を求める陳情書」は採択となりました（※2）。

※1 除斥とは？

議員やその親族の一身に関する事、または利害関係のある事を審議する場合、当該議員は審議に参加できないため、退席しなければならない。

※2 陳情書は採択となりましたが、議員辞職勧告決議が議決されたわけではありません。決議は別で行う必要があります。今回の臨時会では決議は行われませんでした。

忙中感記

議員が順番に
日頃感じていることなどを
自由に書く「忙中感記」。
8回目は黒岩卓議員です。



黒岩 卓 議員

この町の主な産業は観光産業であり、私達はお客様に宿泊・飲食・土産その他のサービスを提供し、その対価を得て生活の糧としております。平成28年の来草者はバブル期を超え307万人、29年は325万人を達成しました。また観光経済新聞社主催“日本の

温泉100選”では15年連続第1位の栄誉を獲得しました。町のブランド力の目安にもなる“ふるさと納税”では28年度3月末13億2600万円、29年度12月末11億4200万円を頂いています。しかし、明るい現状ではあるが少子高齢化による在住人口の減、旅行人口の減、旅館その他サービス業の深刻な労働力不足等多くの不安要素も抱えています。このような中で私達は“この町で、どう生きていくか”を考え、町政に反映していかなけれ

ばなりません。東京は日本一の観光地、美味しい物も、娯楽も、施設も、買い物も全てがそろっています。東京にないものは豊かな大自然と、すばらしい温泉と、心を癒すおもてなしです。ずーっと日本一であるために！癒しの日本一であるために！心豊かで、心優しい、感謝に満ちたおもてなしをするために、町外の人々の目を見た草津町の魅力を発見し、磨いていくことも有効だと思います。町民の皆様と折に触れてお話しをしていきたいです。

《訂正とお詫び》

平成29年11月17日発行の第142号、p6～7「こんなことがきました」の中で、ページ最上部の6月定例会とあるのは、正しくは9月定例会でした。訂正してお詫び申し上げます。

議会内容をインターネットで見られます

議場へ傍聴にお越しになれない多くの町民の皆さんに議会で話し合われている内容を、インターネットを通しご自宅でご覧いただけます。



視聴方法

(下記のいずれかの方法でご覧ください)

- 草津町議会本会議中継録画配信ホームページ
(<http://www.kusatsumachi-gikai.jp/>)
- 草津町役場ホームページ
(<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/>)
のトップページから
「草津町議会」→「本会議中継録画配信」
- インターネット検索
「草津町議会」で検索

草津町議会本会議 中継録画配信

本会議では、平成27年度以降定例会から「YouTube(ユーチューブ)」を利用した録画配信を行っています。

議会の趣旨を幅広く知っていただくよう、わかりやすい開会式、議会の公開に努めています。

定例会	会期
平成27年度第1回定例会	平成27年3月2日(月)～3月10日(火) 9日間
平成27年度第2回定例会	平成27年6月8日(月)～6月11日(月) 4日間

本会議の録画配信は、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会終了後、配信します。

視聴上の注意および免責事項【必ずお読みください】

●この議会中継録画配信(映像および音声)は、草津町議会の公式記録ではありません。公式な記録(会議録)は会期が終了した概ね2～3ヵ月後から議会事務局で閲覧できます。

●中継録画配信はパソコン、タブレット等から視聴できますが、必要なソフトウェアは視聴者に用意いただきます。

●インターネット回線の接続速度や負荷状況、その他視聴者のパソコン等の性能、環境等により正常に視聴できない場合があります。

●中継録画配信にはYouTubeを利用しております。画面に企業等の広告が現れた場合にも、本議会とは一切関係がありませんのでご注意ください。広告およびその他の視聴に伴うあらゆる理由での損害について本議会、および草津町は責任を負いません。